

大分県報

平成三十年
第二九五二号
一月二十六日

（金曜日）

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定……………一
指定漁船調書の縦覧……………二

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二

○告示

大分県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成三十年一月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
あさじ町クリニク	社会医療法人婦巖会	豊後大野市朝地町朝地九〇六一七	平二九・一二・一

はまわきマハロ 歯科	杉原 大	別府市浜脇二丁目二一六	平三〇・一・一
中央薬局	有限会社大信興 産	別府市中央町八一一九	"
鳴海クリニク	医療法人社団鳴海クリニク	別府市楠町一四一八	平二九・一二・一
伊藤皮膚科	伊藤 宏士	杵築市南杵築三一	平二九・一二・一九
古城循環器クリニク	医療法人社団正央会	別府市石垣東六丁目三一二四	平三〇・一・一
医療法人三和会 馬場医院	医療法人三和会 馬場医院	別府市大字南立石一七七五一一四	"
みなと眼科クリニク	医療法人祥成会	別府市船小路町一〇二一一	"
宮崎内科医院	医療法人真幸会	別府市青山町三〇五二一五	"
医療法人至誠会 城谷病院	医療法人至誠会	日田市元町一六一二二	"
石井産婦人科	医療法人社団石井産婦人科	日田市豆田町五一六	"
医療法人百花会 上野公園病院	医療法人百花会	日田市大字高瀬字篠原二二二六一	"
麻生小児科医院	医療法人社団麻生会	日田市淡窓二丁目一二五	"
医療法人愛幸会 原病院	医療法人愛幸会 原病院	日田市三本松二丁目六一六	"
医療法人宮原レディースクリニク	医療法人宮原レディースクリニク	日田市大字十二町二五八一	"
近藤医院	医療法人養春堂	佐伯市弥生大字江良一〇五二一三	"
からしま医院	医療法人からしま医院	佐伯市弥生大字上小倉一二二五	"

筑波クリニク	医療法人筑水会	豊後大野市大野町大原九八一―一	平三〇・一・一一
定村内科医院	医療法人健悠会	国東市安岐町塩屋二一四―一	平三〇・一・一一
メーブル尽クリニク	医療法人薫楓会	国東市安岐町下原三八一―一	"
たてわき眼科	医療法人真和会	国東市武蔵町糸原二五二―七	"
医療法人尚歯会 矢田歯科医院	医療法人尚歯会 矢田歯科医院	別府市北浜一丁目一―九	"
有限会社エンド ル・ウエガキ薬 局	有限会社エンド ル・ウエガキ薬 局	豊後高田市新町九五四	"
のぞみ薬局	株式会社のぞみ メデイカル	宇佐市安心院町木裳字西光寺三八 八一―	"
やよい・まちの 訪問看護ステー ション	株式会社HVN	佐伯市弥生大字上小倉一五四―一	平三〇・一・一一〇

大分県告示第三十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五
 条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
 第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五
 条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

大分市生石港町二丁目十二番三十七号

安部 陽一郎

大分市大津町二丁目四番二Aの七の二十九号

清水 剛

大分市大字勢家千八十二の二

- 工藤 進
- 2 加入区
大分市加入区
 - 3 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大分県漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧
- 1 縦覧期間
平成三十年一月二十六日から同年二月九日まで
 - 2 縦覧場所
 - (一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所
 - (二) 大分市大字勢家字春日浦八百四十三の百七十一
大分県漁業協同組合大分支店事務所

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八
 十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十
 一年法律第六十二号）第八条の規定による平成三十年一月二十二日現在で大分県議会議
 員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十
 分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十
 万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して
 得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて
 得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し
 て得た数）は、次のとおりである。

平成三十年一月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の

一の数 一九、六三九人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四

十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二二二、七四二人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

大分市	一三二、〇九八人
別府市	三三、九四三人
中津市	二三、一九三人
日田市	一八、七六五人
佐伯市	二一、〇三六人
臼杵市	一一、三一〇人
津久見市	五、三六七人
竹田市	六、五九九人
豊後高田市	六、五二二人
杵築市	八、五五三人
宇佐市	一六、〇九六人
豊後大野市	一〇、七四一人
由布市	九、七七八人
国東市・姫島村	九、〇六六人
日出町	七、九〇九人
九重町・玖珠町	七、三五〇人